



平成 27 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社三越伊勢丹ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長執行役員 大西 洋  
(コード：3099、東証第 1 部 福証)  
問合せ先 業務本部総務部コーポレート  
コミュニケーション担当長 滝口 一雄  
(TEL. 03-6205-6003)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 27 年 11 月 9 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行及び株主還元水準の向上を図るため、自己株式を取得するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 普通株式
- (2) 取得する株式の総数 3,500,000 株(上限)  
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.9%)
- (3) 株式の取得価額の総額 5,000,000,000 円(上限)
- (4) 取得期間 平成 27 年 11 月 10 日～平成 28 年 1 月 29 日

(参考) 平成 27 年 10 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 394,194,447 株

自己株式数 822,387 株

以 上